

■第6回 西北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会をWEB開催

県、市町村等の関係機関が実施する令和2年度に実施した取り組みのフォローアップ及び令和3年度に実施する予定の取り組みを情報共有した。

現方針の取り組み期間が令和3年度までであったことから、令和4年度から8年度まで(5か年)の新たな取り組みを年度内に策定することを決めた。

第1回西北圏域流域治水協議会を同時開催した。

開催概要

■開催日 : 令和3年6月2日(水)9:00~9:50

■会議方式: WEB会議形式

■出席者

五所川原市、中泊町、鱒ヶ沢町、深浦町、
青森地方气象台、
青森県(県土整備部、危機管理局、西北地域県民局地域整備部)
<アドバイザー>

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所

■議事

- ・規約の一部改正について(組織改編に伴う幹事会構成員名簿修正)
- ・各機関における取り組みのフォローアップ(R2実施、R3予定)について
- ・来年度以降の取り組みについて

○その他(情報提供)

- ・顕著な大雨に関する情報について等(青森地方气象台)
- ・水防法改正案について(青森県河川砂防課)

■第1回西北圏域流域治水協議会(同時開催)

- ・近年の降雨量の増大に伴う水害の激甚化や頻発化が予測されている中、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策(「流域治水」)を推進するため、流域治水協議会を設置。
- ・今後も減災対策協議会と同時開催予定。



R3.6.2協議会の開催状況